

司会 いまからコメントを始めていただきますが、順序を少し変えて、いちばんはじめに阿部先生、それから

三浦先生の順にお願いしたい。

コ メ ン ト

私がなにを申しても、あのお二人の学者の先生が受け止めてくださると思うので、現業にある者として先に率直に問題を出したい。ただ私は現業を代表できるような立場にいるわけではない。おそらく現業のなかでは、少数派に属するといっているかと思う。きょうのお二人のリポーターの先生に挑戦できるような立場だと議論が非常におもしろくなるのだが、むしろ私が同感する部分が多いわけで、現業の代表的意見を述べるわけではないということ、あらかじめご了解いただきたい。

仲村先生のお話のなかに、現在、民間の特性を主張するような状況ではない、民間の大部分を占めている「委託」された部分は、民間というより公的なバリエーションではないか、そこで経済原則的な合理性というものに対して、民間がどうそれを切り返していくか、そういう論理が必要なのではないか、というお話があった。それを踏まえうえて、一番ヶ瀬先生からは、最後に公私の格差がだんだんと開いてきて、それが利用者にはね返ってきて、利用者の負担がだんだんふえてきているというお話があり、公私の概念を整理し、明確化しなければならないということをお話を聞いた。そして、仲村先生は公私に共通に要求される質の高さが問題であること、そして、職員の専門職制をもっと考えなければならないだろうといわれた。

私はそれには同感であるが、その場合、それではなぜ現在、公私の関係が明確にされないのか、明確にすることができないのかということから、やはり論じなければならないと思う。その理由の一つは、「民間」の意味が正しく把握されていない、すなわち民間性とは一体どのような性質と主張をもつものであるかが明らかにされていないからである。第2に、公私の共存を可能ならしめるための基盤というか、公私を貫いている一体感というか、共同体が十分に形成されていないということと、第3は、一番ヶ瀬先生から官民一体化ということが、下請けあるいは代替ということになるのだというお話があったが、官民協調というよりは、実は民間の行政に対する依存なのであって、行政が先導をして民間がそれに追随しているのが実態なのではなからうか。滅私奉公というように、公と私絶えず対立概念としてとらえられて、

公私を総体的に論ずる土俵が設定されていなかったことが公私概念の不明確さに関係があるのではないか。私は、これは公の立場にも私的な立場にも、お互いに「甘え」が根底にあることを認識すべきだと思う。早くいえば、行政の権威とか、あるいは民間の自主性を確立していくために必要な深い意味での相互の信頼感と、そこから生まれる協力と批判の関係が日本の公私の間にはないのではないかと思う。

日本的な寛容ということがさきに出て、自主と自律と自制が公私ともに欠けているといわなければならない。したがって公私が正しくクロスし出会うことがない。民間社会事業は、自由企業的な形態をとっている。極端に言えば、好きな人間が好きなときに、好きな場所で仕事ができるというかたちで、その立場はあくまでも個別資本的な立場に立って、そのワクから出ることができない。したがって、いまの民間社会事業には、総資本的な視点が明らかに欠落していると思う。総資本的視点と個別資本的立場との間における関連性がないということが、今日の問題であると私は理解をしている。

ここからいくつかの課題が提起される。私は明らかに民間社会事業の自由企業的な形態の時代は終わらなければならないというふうに考えている。施設の絶対数が足りないという現在の状況を背景として、環境整備に狂奔し、しかもそれがあまり計画的になされていないというのが実情だろうと思う。しかし今日の時代においては、社会計画のもとで、公と私がつながる有機的な活用、動員が考えられなければならないところにきているのではないかと判断をするわけである。

たとえば、さきほどお話のあった特別養護老人ホームの問題を取り上げてみると、42万人寝たきり老人に対して、現在110施設の定員総数がたしか7,800名ぐらいかと記憶するが、特養をつくるのに、設備投資に1人当たり大体250万円、土地代を評価すると1人当たり300万円かかる。そして、その一人の老人のコストが年間60万円ぐらいだろうと私は踏んでいる。施設の耐用年数が30年と仮定すると、設備投資に要する費用は相対的に低くなるが、30年間に消費する資金の総額は、100人定員の特養施設で約30億円となる。その大部分は措置費で支

阿 部 志 郎

払われるとはいえ、これは少なからざる額である。施設の立場からみても十分に考慮すべき問題であるが、国や自治体の財政的負担という意味においても、当然限度があるのではないか。一体、いくつの施設を財政的につくるのが可能なのか。いくつの施設が、ニーズからみて必要なのか。施設整備計画をどこまで発展させることができるのかということである。そういうなかで、コミュニティ・ケアとの関連をどのようにとらえていくか。ストックホルムの場合には、対象老人のなかで収容されている老人は6%と聞いている。一体、日本の老人で何%が施設に収容される必要があるのか。そのために何人の職員が必要で、その職員をどうやって養成するのであろうか。それに対してコミュニティ・ケアがどういう役割を果たしうるのであるのかというよりも、コミュニティ・ケアをしていくなかで、施設はどのように位置づけたらよいのか、さらに民間の機能はなにか、という考え方がまず要求されるのではないかと思う。

もう一つの課題は、仲村先生、一番ヶ瀬先生お二人ともご指摘になったことであるが、一番ヶ瀬先生によれば、施設基準というものが先行しているというお話であったが、ニーズに即して、どのようなケアが、保護が、一人一人に対して必要なのか、一体、一人の老人に必要なケアというのはなんであり、その老人がなにを求めて、なにをそれに対して応えたらいいのか、そういう個別的なニーズに立脚したあり方が欠けていると思うわけである。個別的なニーズに対して、どのようなかたちで対応し、そのためにどういう資源を動員するかが出てくるのではないか。いわば社会福祉の原則が、いまいささか忘れられているというところに私は問題を感じる。

言い換えれば、「高いところから、長い目で見た」長期的な総合的な計画と、「身近に肌で感ずる」ところのケア、すなわち、徹底した客観化ということと、ニーズに対する同一化ということ、そういう両方の側面からこの問題をみつめていく姿勢が求められているのではないか。もちろん、流動する社会のなかで要請されるニーズへの個別的対応と、一定の資源のワクのなかでの長期計画とではパラドックスである。しかし、この矛盾の自己同一に福祉の課題があるとすれば、民間の負うべき使命もここにあるのではないか。

お二人の先生がおっしゃった公私の問題は公私以前の問題だというのは、そういう意味であろうと思うのだが、私はその両方からアプローチされてはじめて公私の役割分担という問題が出てくるだろうと思うし、さらに、福祉の総量のなかで、施設にどのような役割を期待するか

という問題、あるいはそのなかでのプライオリティーをどうするかが明らかにされるのではないかというふうに考える。いわばまず客体を把握し、それにだれがどのように対応したらよいかを総合的に、そして個別的に判断することから、公私の役割が導き出されるといいたい。しかしながら、同時にさきほど一番ヶ瀬先生のいわれた公私の明確化、整理ということであるが、客体を明らかにすると同時に、主体の主体性というか、実践主体であるところの公私の主体をやはり問わなければならないと思う。なぜ民間は必要なのか。民間が本当にいまの日本の社会状況のなかで、福祉をになっていくということは、どのような意味で求められるのか。あるいは、公営化ということは本当に必要であり、よいことであるかどうか。これは福祉の本質にかかわる問題だと思う。施設の量的な問題よりは、福祉の本質という質的な、理念的な意味で公私を取り上げるということが必要ではないかと思うわけである。

それだけをいったのでは少し無責任になると思うので、なぜ民間の立場が重要であり、民間の仕事が必要であるかの私見を一言加えておきたい。第1に、福祉は本来ボランティアな性格をもっている。とくに人間関係において。行政は基本的には環境整備を一義的任務とし、全人的人格関係に介入することの是非が検討されなければならない。第2に、財政的基盤の弱い状況では、「効率」の概念の導入がたいせつである。国家財政の予算制度と、生産性を基礎とした民間の財務とは根本的に異なる。コストの点で民間が安上がりであるか否かは第2義の問題であって、ニーズへの対応を効率化していくためには、民間の存在は無視できない。第3は、官僚機構の自己運動化への「対抗力」としての民間機能の必要性である。もっとも、民間社会事業の実態は、必ずしもニーズを代弁しての批判勢力となっているとはいえない。民間の特徴を一言でいえば、ニーズに対する主体的判断と、それへの対応ということになるであろう。そこに公私の区別が概念的にも出てくるのではないか。そして課題としては、さきほど一番ヶ瀬先生がご指摘になったような、運動体を形成することによって新しく脱皮できるということまでいけないまでも、少なくとも今日起こっているような福祉をめぐる住民運動を民間が包括しうるかどうかが、あるいは、それとタイアップしていくことができるかどうかということに、民間の将来は左右されるのではないかと思えてならない。

仲村先生ご指摘の専門職制の問題、あるいはお二人からご指摘のあったサービスの選択の自由といったことも、そこからとらえることができると考える。ただし、私は

専門職制の問題は、仲村先生などはウェートをもって考えられないわけで、これは公私の共通の問題であって、専門職制ということをはっきりとすることによって、公私の別という意味がどれだけとらえられるかということについては、いささか疑問を感じたわけである。

私がいま申した主体の立場、すなわち実践主体としての公私の意味を、福祉の本質に即してとらえるという観点から、お二人の先生のお話からは十分に聞き取れなかったように思うわけである。

これはお二人とも共通であったと思うが、公私の問題をとらえる接点になっているのは、やはり委託制の問題であろうと思う。この委託制をどうとらえ、どう理解するかということに一つのカギがあると思う。仲村先生は

委託制を、公的社会事業の一つのバリエーションだというふうにおっしゃったが、これは現業の人間にいわせれば、たいへん思い切ったご発言だと思うが、仲村先生のお立場は、民間は認めるけれど公営化が進められているなかで、民間の論理がまだ見出されていないという、いささか悲観的な意見であったように伺った。そこで私の一番ケ瀬先生にお伺いしたい問題の一つは、一番ケ瀬先生は運動型ということをおっしゃったが、委託制を民間社会事業、私的社会事業とお考えになっているのかどうか、あるいは過渡的なというご発言があったが、究極的に民間のサービスが必要であるとお考えになっていらっしゃるかどうかということをお聞かせいただければいいへん幸いだと思う。

コ メ ン ト

まず最初に、公私問題を取り上げる視角というか問題意識というか、こういったことについて意見というか質問というか、ごちゃ混ぜになりそうであるが、お伺いしたい。最初、仲村先生から公私問題というものを取り上げた理由についていろいろお話があった。たとえば今日においては、委託費を中心として公の費用が民間の側に流れ、決定的な意味をもつようになっている。また、施設その他の動きからしても、公的な施設が非常にふえてきている。そういうなかで民間が、民間らしい独自性を発揮しえなくなっているだけでなく、その存在理由すら改めて問われはじめている。これらに加えて、公的社会福祉事業に対して、民間の社会福祉事業が、いろいろな意味での格差をもってきていて、その経営、運営の面だけでなく、対象者処遇の面にも数多くの問題が出ている。そういった意味で、民間社会福祉事業の危機的状況が生まれ、ひいてはわが国の社会福祉事業そのものがかなえの軽重を問われている。こういったことが話されているが、この点は私も同感である。しかし、同時に、このような民間社会福祉事業の危機、あるいはその独自性の喪失というものを生み出したものは、はたして今日と新しく取り出されなければならないものであろうか。たしかに民間社会福祉の側の財政面の逼迫、国および地方自治体の社会福祉を安上がりですまそうとする政策、その他いろいろの事情が働いて、民間社会福祉の危機がさげばれているのはご指摘のとおりであるが、問題はこれだけですまされるかどうかという疑問がある。さきほ

三 浦 文 夫

ど一番ケ瀬先生のお話にもあったと思うが、国あるいは政府と民間社会福祉事業の関係、あるいは公的社会事業と民間社会事業の関係というものが、戦前から今日まで明確になったことがはたしてあったのかどうか、あるいは、きょう会場にいらっしゃっている吉田久一先生も日本の社会事業の歴史を論述された著書のなかで書いておられるが、戦前から今まで、公私問題は非常にあいまいに残されてきたと思う。そしてそれぞれの時点で、あるときには、この両者の関係は公私分離の側面が強調されたり、またあるときには、相互補完的な関係として指摘されたり、そしてまたときには、公的社会事業の代替、肩代りのものとして関係づけられたりしてきたように思うが、それがとことんまで突きつめられることが非常に少なかったように思う。その意味で現在原理論的に、この両者の関係を明確にすることは当然必要であるが、同時に、この問題が改めて問われるのは、単に民間社会事業の危機、社会福祉における公的責任の肩代り、安上がり福祉政策とのかかわりでみただけでなく——もっとも、この点は今日きわめて重要であることは否定するものではないが——、今日の社会福祉に対する国民のニーズとのかかわりのなかで、これらのニーズにどのように応えるかという立場で、この公私問題を考えることもたいせつであると考えている。

たとえば、従来であると経済的貧困ということが、社会福祉にとって、とくに大きな問題であった。もちろん今日においても、その問題の重要性はいささかも減ってい